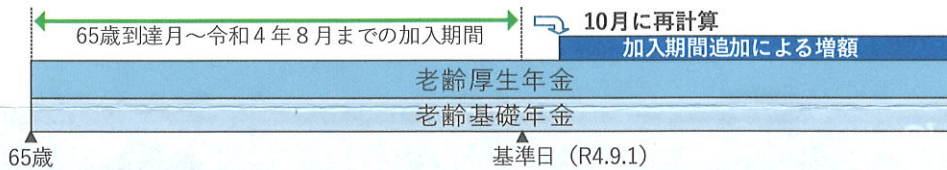


日本年金機構からのお知らせ

制度改正 在職中の老齢厚生年金を受給中の方へ、在職定時改定のお知らせを送付します

在職中の老齢厚生年金の受給者の方は、これまで資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ在職中の期間を追加し、年金額が改定されていましたが、令和4年度から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度（在職定時改定）が導入されました。

このため、令和4年9月1日（基準日）に在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者の方は、65歳到達日から令和4年8月までの被保険者期間を追加して、令和4年10月分から年金額が改定されます。この年金額改定のお知らせ（支給額変更通知書）を11月上旬に送付します。



お知らせ 勤務期間要件の取り扱い変更について

(1) 雇用期間が2カ月以内の場合における取り扱いが変更になります

これまで、2カ月以内の期間を定めて雇用される方は健康保険・厚生年金保険の適用除外とされていましたが、令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2カ月以内であっても、以下（ア）または（イ）に該当する方は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

- （ア）就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- （イ）同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

※ただし、上記（ア）または（イ）に該当する場合であっても、2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて、労使双方が書面による合意をしているときは被保険者に該当しないことと取り扱います。

(2) 短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月から、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃され、短時間労働者の勤務期間要件は一般の被保険者と同様になりました。

令和4年9月まで「勤務期間1年以上」の要件を満たさないことのみにより健康保険・厚生年金保険の被保険者となっていない従業員のうち、上記（1）に該当する場合は、令和4年10月1日から被保険者になりますので、事務センター等へ「被保険者資格取得届」等をご提出ください。

お知らせ 短時間労働者の適用拡大について<資格取得届提出のお願い>

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大にともない、同一事業主の適用事業所の被保険者数が100人を超える月が直近12カ月のうち6カ月以上である場合は、日本年金機構において当該適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所で、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、事務センター等へ「被保険者資格取得届」等をご提出ください。

なお、届出には電子申請をぜひご利用ください。